

臨時休校中の「e ライブラリー」での学習について

■3年生以上の児童に臨時休校期間中の「e ライブラリー」について、以下の2通りを設定し活用します。

- ①臨時休校中、学校での受入児童対象に利用機会を提供する。(学習課題が終えた児童を対象に)
- ②臨時休校中、自宅待機をしている児童の保護者で、「e ライブラリー」の利用希望者へ機会を提供する。

■自宅で「e ライブラリー」を利用する場合の手続き・手順

1, 手続き

(1)「今帰仁村学習者用端末 (Chromebook) 等貸出申請書並びに同意書」の提出

■「e ライブラリー」は、児童用の「Chromebook (クロムブック)」で利用できますので、所定の手続きをして学校から貸出を受けなければなりません。

■「破損等の時は賠償をすること」となっており、それに同意がなければ貸出できない規定となっています。

■「e ライブラリー」に限りインターネット環境がなくても、学校でダウンロードすればご家庭で利用できます。

(2) 児童への「e ライブラリー」利用方法講習会について

学校で講習を受ける【9/2(木)～3(金)に設定・・・詳しくは下記でご確認ください】

*講習中に学習教材(ドリル)のダウンロードも行います。

*学校で学習教材をダウンロードすれば、クロムブックを持ち帰り、ご家庭で利用できます。

(3)講習会を受けずに、タブレットのみ借りる児童について。

貸し出しの準備がありますので、予め学級担任まで連絡し、申請書を添えて借用の予約をして下さい。なお、ご家庭でのダウンロードになるかと思いますが、ID・パスワードが必要になりますので、担任へお尋ね下さい。

児童はQRコードでのログインに慣れていますが、方式が変わりましたので、直接入力をお願いします。

3, 利用手順(講習会にて学習します。)

① ログイン ② 学習教材(ドリル)のダウンロード ③ ドリルを解く

4, 児童への「e ライブラリー」利用方法講習会

■臨時休校中ですが、児童が家庭でのタブレット学習を利用できるように講習会を開きます。

■密を避けるために、以下の表の4つの時間帯を設けてあります。

■お越しの際に、「今帰仁村学習者用端末 (Chromebook) 等貸出申請書並びに同意書」を提出ください

・貸出申請書は学校安心メールにて送信しますので、プリントアウトされ、署名捺印後、講習会にて当日提出をお願いします。また講習会当日に保護者がいらして直接同意書に署名捺印し提出することもできます。

■講習会は、3密回避及・換気・消毒を徹底の上実施いたします。

期 日	時 間	場 所:
9/2 (木)	① 9:00～9:40	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;"><u>各教室</u></div> <div> <p>密を避けるため、自由に①～④の希望する、日時を選び登校させてください。</p> </div> </div>
	② 10:00～10:40	
9/3 (金)	③ 9:00～9:40	
	④ 10:00～10:40	

※申請書並びに同意書を提出し、講習を終了後貸し出します。

《追記事項》

・講習会に参加せず、貸し出しのみを希望する場合は予約が必要です。詳しくは学校安心メールにて明日連絡します。

・クロムブックは、3年生以上の児童一人一人(兄弟姉妹)にそれぞれ貸出する。

・今回のクロムブックの急な貸し出しは、万が一休校延長になった場合に備えた取り組みでもありますので、ご理解ご協力をお願いします。

今帰仁村立兼次小学校
校長 島袋 剛 殿

令和 3 年 9 月 日

今帰仁村学習者用端末等貸出申請書並びに同意書

●確認事項(下記の□に✓をつけてください。)

- 「貸出に係る留意事項」を確認し、借用した機器を丁寧、適正に取り扱うことを含め全ての事項を遵守します。
- 故意または過失による毀損、紛失・盗難等の事故あるいはその他の理由で、端末の全部または一部が使用できなくなった場合、借受人は今帰仁村教育委員会が定める相当の代価を賠償しなければならない。
- 上記2項目の確認事項に同意し申請いたします。

借受人 (保護者)	氏名	ふりがな ⑩
	住所	〒
	日中の連絡先	(自宅・携帯・勤務先)
	続柄	1. 父 2. 母 3. その他()
対象児童・生徒	児童・生徒 氏名	ふりがな
	在籍校・学年	兼次小学校 年 組
貸し出し端末等	<input type="checkbox"/> Chromebook 端末1台 <input type="checkbox"/> 電源ケーブル1本 <input type="checkbox"/> その他() <u>(通信に係る接続及び通信費はご家庭での負担になります。)</u>	

学校事務処理欄(以下には記入しないでください)

貸出日	月 日	係印		返却日	月 日	係印	
-----	-----	----	--	-----	-----	----	--

端末管理番号	
--------	--

今帰仁村教育委員会 学習用端末等貸出規定

(趣旨)

第1条 この規定は、学習用端末（以下、「端末等」という。）を通して、すべての児童生徒が平等に、今帰仁村教育委員会及び在籍する学校等が発信する情報を遅滞なく取得するとともに、学習できる環境を整備することを目的とし、学校からの伝達事項及び学習活動に使用する為に定めるものである。

(対象者)

第2条 対象者は、貸出する年度の4月1日時点で村内の小・中学校に在籍する児童生徒(疫病や入院、不登校など教室で学習することが困難な児童生徒含む)の保護者で、かつ現在も在籍する児童生徒の保護者とする。

2 原則は、児童生徒が使用できるパソコンまたはタブレット端末、スマートフォンなどの機器がない家庭とする。ただし、保護者が貸出しを希望する場合、この限りではない。

(端末等)

第3条 貸出端末及び付属品等は、今帰仁村教育委員会が指定したものとする。

2 付属品等は、貸出端末以外の機器に使用することはできない。

3 貸出端末は今帰仁村教育委員会が発行したアカウントで使用しなければならない。

4 貸出端末及び付属品等は、学校を通じて貸出しを行う。

(貸出期間及び費用)

第4条 端末等の貸出期間は、1ヶ月を目処として、学校長が定める期間とする。

2 端末等の貸与を受けた者（以下「借受人」という。）は、端末等を借入れる際、今帰仁村学習者用端末等（貸出・延長）申請書（様式1）を学校長へ提出しなければならない。

3 端末等の貸出しは無料とする。

(借受端末の管理等)

第5条 借受人は、端末等の使用方法及び取扱いについて今帰仁村教育委員会及び学校の指導に従い、細心の注意をもって端末等を管理しなければならない。

2 借受人は、端末等を利用する権利を他人に譲渡、若しくは転貸、又は端末等を営利目的の活動等、目的外の使用をしてはならない。

(損害賠償等)

第6条 借受人は、次の各号に掲げる障害・事故等が発生した場合には、速やかに学校長へ今帰仁村学習用端末等（故障・端末紛失・破損・ID パスワード紛失）報告届（様式2）を提出しなければならない。

(1) 端末を毀損、紛失したとき、または盗難の被害にあったとき

(2) パスワードが第三者に漏洩した可能性があるとき

(3) 端末が故障により正常に動作しなくなったとき

(4) データの改ざん・抹消、不正使用、無権限者のアクセス、ウイルスの侵入等、またはそれらの恐れのある事実を発見したとき

2 故意または過失による毀損、紛失・盗難等の事故あるいはその他の理由で、端末の全部または一部が使用できなくなった場合、借受人は今帰仁村教育委員会が定める相当の代価を賠償しなければならない。

(ネットワーク接続)

第7条 ネットワーク接続に関しては、原則ご家庭のインターネット回線を使用するものとし、通信費は借受人負担とする。また、回線への接続に係る費用についても、借受人負担とする。

(用途等)

第8条 端末は学習目的としてのみ使用し、目的外での使用に関して生じた不利益については、借受人の責任とする。

(閲覧制限)

第9条 貸出端末に関しては、不適切情報への制限を設定する。

(返却)

第10条 借受人は、貸出期間内に当該児童生徒が使用する端末を変更又は転出するとき及び端末等の貸出期間が終了したときは、速やかに端末等を学校長に返却しなければならない。

2 学校長は、第10条第1項の規定により端末等の返却を受けたときは、端末等が正常に動作することを確認するものとする。

(貸出期間の延長)

第11条 借受人は、データの移行等による特段の理由があると今帰仁村教育委員会が認めるときは、第4条に定める貸出期間を延長することができ、その場合は、今帰仁村学習者用端末等(貸出・延長)申請書(様式1)を学校長へ提出しなければならない。

(端末等の貸出管理報告)

第12条 学校長はどの端末等を貸出しているのかを端末等貸出管理簿(様式3)に記載し、必要に応じて今帰仁村教育委員会へ報告する。

(個人所有端末の利用について)

第13条 家庭でのオンライン学習で、貸出端末を持ち帰らずに児童生徒個人の機材を使用することも可能とする。

2 個人の機材を使用する場合、借受人の責任においてペアレンタルコントロールを設定することを推奨する。

(その他)

第14条 この規定に定めるもののほか、必要な事項は今帰仁村教育委員会が別に定める。